

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
12	(仮称) 新浜田ウインドファーム建設反対に関する請願について	浜田市弥栄町野坂 488 番地 弥栄の自然と環境をまもる会 代表 小笠原 詞子	串崎利行	R1. 11. 27
	付託委員会	審査経過 (委員会)	審査経過 (本会議)	結果 年月日
	福祉環境委員会			

【請願の趣旨】

弥栄町はすでに 4 か所の水力発電の協力と、現在稼働している 29 基の風力発電機とで自然再生エネルギーには十分貢献している地域です。今回の建設計画にあたり、“現在風力発電機が建設されているからこそもういらぬ”という声が多く聞かれ、平成 30 年 12 月に「弥栄町風力発電施設建設反対期成同盟会」が町内外 937 名（町内割合 56%）の反対署名を集め関係機関に提出しました。

これ以上、弥栄町に集中する風力発電機を計画すれば、弥栄町のまちづくりにまで影響しかねません。弥栄の自然と環境をまもる会は、6 月以降、建設による心配事に対し株式会社グリーンパワーインベストメントと協議を重ねてきましたが、納得のいく回答が得られないため、建設計画に対し強く反対する請願を提出します。

私達は風力発電機の麓で 365 日生活している住民です。この住民の思いを理解して下さい。

請願の内容（反対する理由）

1. 建設により騒音、超低周波音の影響や弥栄町に似つかわしくない景観を作り出すため、住民が出ていくことが懸念される。
2. 既存 29 基の検証（生態系の影響、人的被害の有無等）がない状態で新設計画をしている。実際、住民から超低周波音被害の可能性や、風力発電機から直線距離 5～8 km でも騒音があること、500m～1 km 距離でシャドーフリッカー（風車の羽の影）や航空障害灯による不眠があると報告を受けている。計画の風力発電機は既存より 2～3 倍の大きさで、更に影響が大きくなる。
3. 事業者は他県で建設稼働中の風力発電機から騒音、超低周波音の被害者が出ているにも関わらず、“騒音、低周波音と健康被害の因果関係はない”と言い、その具体的根拠を示していない。複雑な地形をもつ弥栄町で一般的な騒音、超低周波音の測定では納得できない。
4. 騒音、超低周波音被害の可能性を訴えた弥栄町民への対応過程が適切ではない。“夜間だけでも止めてみて欲しい”と希望した住民に対しすぐ止めるのではなく、“メンテナンス時に止める”と言い、訴えから 1 か月後に止めた経緯がある。健康被害があっても住民は我慢しなくてはならない状態になる。
5. 弥栄町の景観にはふさわしくなく、これからのまちづくりに影響する。弥栄の財産である自然や景観、農業に魅せられ選んで定住する地区に、巨大な人工物は不自然であり、中途半端な環境下では独自の魅力がなくなる。

6. 貴重な動植物のクマタカ、コウモリ、ゴギ、昆虫類など生態系が脅かされる。生態系が崩れることは農作物へも影響する。
7. 建設により今以上、クマ、イノシシが人里へ下り農作物の被害が拡大する。農業を主とする弥栄では死活問題である。最近はシカの被害も出ている。
8. 建設のための作業道路や森林開発による土砂崩れ、沢崩れの影響がある。
9. 上記1～8の項目は風力発電機建設の影響をすべて回避できない。事業者は“影響の因果関係がはっきりすれば対応する”と言う。因果関係がわかりにくい巨大風力発電機を建設すれば影響が出て泣き寝入りである。疑わしき影響が生じる可能性がある風力発電機を建設してはならない。
10. (仮称) 新浜田ウインドファーム以外に、(仮称) 島根風力発電事業も計画されている。弥栄町は風力発電機に取り囲まれ、更に重大な被害が生じる。この累積的な影響については全く明確にされていない。